



帯広市長 米沢 則寿

パチツ、パチツ。薪がはぜる音にゆらぐ炎を見ながら、夕暮れ時の澄んだ空気の中で夢を語り合う。10月7日、今年で5回目となる「ドリームマップ会議」は、十勝幌尻岳の麓のキャンプ場でたき火を囲んで開催しました。

ドリームマップ会議とは、十勝・帯広の起業家たちが、年に一度、近況報告をしたり、新しい出会いをつなぎながら新たなチャレンジを促進する場です。大きなホワイトボードに夢や十勝の未来像、さらにそれを実現するためのアイデアを描いて意見交換したり、昨年は十勝を飛び出して東京都で首都圏の企業や投資家たちへのプレゼンに挑戦するなど、毎年、趣向を変えて実施しています。

そして、今年は野外の開放的な環境の中で、十勝・帯広で創作活動をしているアーティストの方々に参加いただきました。

自分の内面に向き合いながら、感性や美学、芸術を表現する活動を日常的に実践している人たちと関わることで、意外な視点やヒントが見つかるのではないかと。そんな発想で行われた今回の会議。

「十勝の自然に似合う洋服をつくりたい」「この風景をイラストにしたい」と思い移住を決めた「十勝産の素材をモノづくりに活かしたい」。分野はさまざまですが、漫画家や陶芸家、デザイナーといった方々が、起業家の皆さんと同じように、十勝・帯広にもとからある資源が、自分たちの活動の源になっていると話されている姿が印象的でした。

変化が激しく未来を予測しにくい時代、世界的な感染症の流行により、さらに不確実性が高まったといわれている中、「目に見えていないものを深く観つめる」そんな物事の本質や存在意義を問う「哲学」の思考が、今、見直されているように思います。

これからのまちづくりにも、人々がどんなことに幸せを感じるのか、「人」そのものを観つめながら、考えていくことが大切だと感じます。そのためには、豊かな想像力や思考力を持つ必要がありますが、これまで目にしてきた常識や尺度にとらわれずに、物事を突き詰めて考えることは簡単ではありません。

十勝の圧倒的な自然の中で境界を取り外し、五感を研ぎ澄ましてみる。いろいろな人と感性を解放して語り合う。作品を手から手へと渡す。この会議が、リモートでは見えにくい大切なものを観つめ直し、思いや考えを深める場を創ってくれたように思います。

表1 環境性能割の税率表

車種区分	自家用		営業用
	令和3年3月31日までに取得	令和3年4月1日以降に取得	
電気自動車・天然ガス自動車	非課税	非課税	非課税
ガソリン車・ガソリンハイブリット車		1.0%	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成車		2.0%	1.0%
上記以外の車	1.0%	2.0%	2.0%

電気・天然ガス自動車を除く、ガソリン車・ガソリンハイブリット車については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

表2 軽自動車税の課税免除

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、下表に該当する人		精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている人	
	対象障害区分	該当する等級	対象障害区分	該当する等級
対象者	上肢不自由	1～3級	視覚障害	1～4級
	下肢不自由	1～6級	聴覚障害	2級・3級
	体幹不自由	1～3級・5級	平衡機能障害	3級・5級
	音声機能障害	3級(咽頭摘出者のみ)	肝臓機能障害	
対象者	内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸)	1級・3級・4級	ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害	1～4級
申請に必要なもの	①障害者手帳 ②運転免許証 ③車検証 ④印鑑			
その他	軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。軽自動車税の納入期限(毎年5月末日)までに手続きしてください。(ただし、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳の交付が4月1日以降の場合は、翌年度からの免除)			

環境性能割が導入されました

令和元年10月から、自動車取得税が廃止され、自動車税および軽自動車税にそれぞれ「環境性能割」が導入されました。(表1)

三輪以上の軽自動車の取得の際に適用され、当分の間、北海道が賦課徴収を行います。また、現行の軽自動車税の名称が、「軽自動車税(種別割)」に変更されましたが、

課税免除の手続きについて

税率などに変更はありません。軽自動車税の課税を免除されている人で、車両の名称やナンバーが変更になった人や、普通自動車から軽自動車に乗り換えたい人は、再度申請が必要です。当該年度の納期限(5月末)までに、表2の申請に必要なものを持参の上、市民税課で手続きを行ってください。



# 軽自動車税の税額のお知らせ

## 令和3年度軽自動車税

問い合わせ 市民税課(市庁舎2階、☎65・4119)



# 忙しい年末年始は防火を意識!

## 年末焼死事故防止運動

問い合わせ 帯広消防署指導課(西6南6、消防庁舎1階、☎26・9131)

### 防火・七つのポイント

- 1 寝たばこは絶対にしない。
- 2 ストープの近くに燃えやすいものを置かない。
- 3 家の周りを整理整頓する。
- 4 火の元から離れるときは、必ず火を消す。
- 5 コンセントのほこりを掃除する。
- 6 万が一に備え、消火器を設置し使い方を覚える。
- 7 寝室部分には、住宅用火災警報器を必ず取り付け。

### 消防団が地域を巡回します

市内全域を巡回し警戒に当たります。期間中は19時にサイレンを鳴らします。  
日時 12月25日(金)～28日(月)、19時から23時

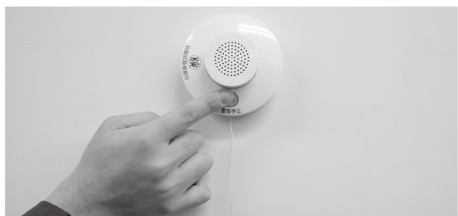
### 防火めりえ展示会

幼年消防クラブの子どもたちが描いた防火に関する塗り絵を展示します。  
日程 12月17日(木)～24日(木)  
場所 イトーヨーカドー帯広店(稲田町南8線)

## 住宅用火災警報器を大掃除に合わせて点検しよう

住宅用火災警報器は、条例によりすべての住宅に設置が義務化されています。また、半年に1度は点検が必要です。

点検方法は、本体のボタンを押すか、付属のひもを引くだけなので、とても簡単です。



点検のイメージ

### 点検・取り付けを支援します!

点検や取り付けに自信のない家庭には、消防署職員がお手伝いに伺います。お気軽に帯広消防署指導課までご連絡ください。(注意:住宅用火災警報器はあらかじめ購入し、準備してください)